

財産目録

令和2年3月31日現在

社会福祉法人 清風会

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価格	減価償却 累計額	貸借対照表 価 格
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						0
現金						
預金	鹿児島相互信用金庫国分支店他		運転資金として			1,300,863
			小計			1,300,863
事業未収金	認定こども園 児童クラブ		施設給付費 始良市他 学童保育料他			4,504,510 43,360
未収金	認定こども園 児童クラブ		経費振替他			33,265,731
未収補助金	認定こども園 児童クラブ		経費振替他			22,761,647
	認定こども園		延長保育促進事業補助金 霧島市他			7,223,734
	児童クラブ		放課後児童クラブ運営補助金 霧島市			1,706,800
前払費用	認定こども園		広告料他			646,677
			流動資産合計			71,453,322
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(幼保連携型認定こども園第1ドリーム保育園拠点) 霧島市国分清水1丁目25-45他		第2種社会福祉事業である保育所施設等に 使用している			59,125,649
	(幼保連携型認定こども園第2ドリーム保育園拠点) 霧島市国分清水1丁目25-1		第2種社会福祉事業である保育所施設等に 使用している			14,058,337
			小計			73,183,986
建物	(幼保連携型認定こども園第1ドリーム保育園拠点) 霧島市国分清水1丁目25-45他	2002年度	第2種社会福祉事業である保育所施設等に 使用している	178,201,386	86,436,218	91,765,168
	(幼保連携型認定こども園第2ドリーム保育園拠点) 霧島市国分清水1丁目25-1他	2014年度	第2種社会福祉事業である保育所施設等に 使用している	145,433,309	26,411,372	119,021,937
			小計			210,787,105
			基本財産合計			283,971,091
(2) その他の固定資産						
建物	(幼保連携型認定こども園第1ドリーム保育園拠点) 水銀灯他	2002年度	第2種社会福祉事業である保育所施設等に 使用している	3,797,620	293,391	3,504,229
	(幼保連携型認定こども園第2ドリーム保育園拠点) 学童改修工事他	2016年度	第2種社会福祉事業である保育所施設等に 使用している	4,676,120	582,724	4,093,396
構築物	外構工事他		〃	45,717,158	15,106,202	30,610,956
車輛運搬具	コースターエンジンバス他		送迎用	7,963,653	5,914,896	2,048,757
器具及び備品	防犯カメラ他		第2種社会福祉事業である保育所施設等に 使用している	28,661,175	18,745,191	9,915,984
ソフトウェア	栄養計算システム他		〃	5,724,180	3,721,577	2,002,603
退職給付引当資産	鹿児島県社会福祉協議会		将来における退職金の目的のための積立			2,052,000
その他の固定資産	鹿児島相互信用金庫出資金他					380,420
			その他の固定資産合計			54,608,345
			固定資産合計			338,579,436
			資産合計			410,032,758
II 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	永園達朗					108,712
事業未払金	3月分社会保険料他					19,255,461
その他の未払金	経費振替他					54,878,822
1年以内返済予定 設備資金借入金	鹿児島相互信用金庫国分支店他					8,474,000
職員預り金	3月分健康保険料他					5,426,521
賞与引当金						2,206,212
			流動負債合計			90,349,728
2 固定負債						
設備資金借入金	鹿児島相互信用金庫国分支店他					105,023,500
役員等長期借入金	永園達朗					31,100,000
退職給付引当金	鹿児島県社会福祉協議会					3,677,947
			固定負債合計			139,801,447
			負債合計			230,151,175
			差引純資産			179,881,583

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分ごとに分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価格」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価格」欄は、「取得価格」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価格から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。